

名酒買取新聞

8月12日号

家族会議の
チャンス到来お
盆来年4月1日より
不動産の相続登記が

義務化されます

今後、相続等により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行わなければ、十
万円以下の過料の対象となります(正当な理由が
無いのに申請を怠った場合)。まだ相続登記が済ん
でいない不動産はございませんか? 来年4月に迫
る相続登記の義務化。お盆は、亡くなられた故人
をしのぶ日でもありますので、お正月に比べれば、
相続に関するお話のきっかけを作りやすいと思い
ます。特に初盆を迎えられた場合、法事等を終え
たタイミングでご家族で相談してみてもいいかご
でしょうか?

空家放置で

固定資産税が6倍に

少子高齢化や核家族化が進む中、日本全国で増え
続ける「空家」が社会問題となっています。使い
道の無い家屋を相続し、毎年の固定資産税や維持
費を支払い続けているケースも少なくありません。
平成27年施行の「空き家等対策の推進に関する特
別措置法」では、管理状態が不十分で「特定空家」
と指定された場合、「固定資産税等の住宅用地特例」
の対象から外れる為、今まで減税されていた特例
率6分の1が適用されなくなります。そのため、
固定資産税等が6倍になるということに…。

予告

買取強化
サンキュー
キャンペーン名酒コンサルタントは…
おかげ様で43年最大
39万円分
サポートします

不用品処分 登記費用

測量費用 相続費用 等にお使い下さい

先着
39組様

キャンペーン期間

令和5年8月19日(土)

令和5年9月30日(土)迄

キャンペーン詳細は
二次元コードから
ご確認ください※諸条件ございます。
また全ての買取を保証
するものではありません。
ご了承ください。

何をすればいいのか?

① 不動産の相続登記

* 相続する不動産を確認

* 遺言・遺産分割協議書の作成

遺言分割協議書は、相続人全員の
署名・押印が必要となります。

* 必要書類の作成と添付書類の準備

* 法務局への申請

② 不要な空家

管理面・費用面のことをしっかりと話し
合っておきましょう。今後使う予定が無
い空家は、売却して現金化することも一
つの方法です。

不動産の面倒な手続きは
プロにお任せでスッキリ解決

相続登記

不動産売却

無料査定

手続きで分からない事や不安な事があれば
お気軽にお電話ください。

当社なら無料でご相談承ります。

難あり物件でも経験豊富な
スタッフがサポート致します。



メイシコンサルタント

検索

めいし

(株)名酒コンサルタント



0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100